

相模原市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第72号

相模原市印鑑条例の一部を改正する条例

相模原市印鑑条例(昭和56年相模原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「当該」を「、当該」に改め、同条第3項中「カタカナ表記」を「片仮名表記」に改める。

第6条第7号及び第13条第1項第5号中「カタカナ表記」を「片仮名表記」に改める。

第14条第2項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改め、「民間事業者が設置する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。